

九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第167条の6の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和7年3月5日

九十九里地域水道企業団

企業長 鹿間陸郎

1 一般競争に付する事項

- (1) 業務名 ガスクロマトグラフー質量分析計点検業務委託
(2) 業務場所 東金市松之郷3761番地1（水質試験棟）
(3) 一般競争入札 郵便入札・事後審査方式
(4) 業務期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
(5) 業務の概要

ア 目的

本業務は、ガスクロマトグラフー質量分析計（臭気物質測定用）について、常に適正な機能を発揮し正確な測定値を得るために、点検を行うものである。

イ 概要

ガスクロマトグラフー質量分析計点検

- (6) 予定期格 落札決定後公表
(7) 最低制限価格 無
(8) 入札保証金 免除
(9) 契約保証金 無
(10) 業務費内訳書 対象としない

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 本業務の公告日前に効力を有する令和6・7・8年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「物品・委託用」に登載されているもののうち、(大分類) 38・機器保守、(中分類) 3・測定機器保守について希望の登録がある者。
- (2) 本業務の公告日から本業務の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。
- (3) 本業務の公告日前に千葉県に本店又は支店等(契約の締結及び履行に関する一切の権限を受けている者を置く。)がある者。
- (4) 公告日から起算して過去10年間において、上下水道または工業用水道の水処理施設における、水質分析機器の保守点検業務を元請として履行した実績を有する者。
- (5) 本業務において、現場代理人及び当該業務に関し、主として指揮・監督を行う主任技術者(開札日現在3か月以上の雇用関係にある者)を配置できる者。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の開札日前6か月以内に手形・小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。

3 開札の場所及び日時

- (1) 場所 九十九里地域水道企業団第2会議室
東金市東金769番地2
- (2) 日時 令和7年3月24日(月)午前・午後 9時00分

4 設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

5 入札書の郵送方法

- (1) 郵送方法 一般書留又は簡易書留
(2) 到着期限 令和7年3月21日（金）午後5時必着
(3) 送付先 〒283-0802
東金市東金769番地2
九十九里地域水道企業団 総務課 管財班行

ア 郵送は外封筒（角形2号程度）及び中封筒（長形3号程度）の2重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書（指定された場合）を入れて封かん（同封されていない場合は入札無効となります。）し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

（ア）指定した郵送先

（イ）入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書（指定された場合）
在中の旨

（ウ）公告した業務名

（エ）公告した業務場所

（オ）開札日

（カ）入札者の商号又は名称

イ 中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により3箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

（ア）入札書在中の旨

（イ）公告した業務名

（ウ）公告した業務場所

（エ）開札日

（オ）入札者の商号又は名称

ウ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

エ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書（指定された場合）等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ 開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。
封筒の封は糊付けでお願いします。

6 業務費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、業務費内訳書の提出を求められている場合は、業務費内訳書が同封されていない入札書は無効となります。また、次の各号に該当する場合も、入札が無効となるので留意してください。

ア 入札書の記載金額と業務費内訳書の積算金額が相違する場合。

イ 業務費内訳書に業務名、業務場所の記載がない場合。

ウ 業務費内訳書に入札者の商号又は名称がなく、押印が欠けている場合。

エ 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち本業務内訳書及び内訳書に記載された項目が欠けている場合。

(2) 業務費内訳書は次のどちらかの様式により作成してください。

ア 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち、本業務内訳書及び内訳書に金額を記載したもの。

イ アと同一の項目が含まれた任意の様式により作成したもの。

7 入札回数

入札の回数は3回とする。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でFAX等により提出してください。

(1) 提出期限 令和7年3月10日（月）午後5時まで

(2) 提出先 九十九里地域水道企業団 総務課 管財班

TEL 0475-54-0631

FAX 0475-54-2068

(3) 回答 質問に対する回答は令和7年3月13日（木）にホームページに掲載します。

9 入札の執行

到着期限までに到着した入札書が1通の場合でも、当該入札は執行します。

10 開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

11 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。

- (2) 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。
ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。
- (3) 再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。
- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。
なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 再度入札において落札候補者がない場合は、当企業団物品等契約事務取扱要綱第14条第1項の規定によるものとする。

12 落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務実績の確認書類として、業務名・発注機関名・契約金額及び業務概要等が確認できるもの。
- (2) 現場代理人及び主任技術者を確認できるもの。（開札日現在3か月以上の雇用関係の証明含む）

13 その他

- (1) 上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。
- (2) 入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。
- (3) 開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。
- (4) 入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。
- (5) 入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の入札約款を熟読し、遵守してください。

ガスクロマトグラフー質量分析計
点検業務委託

仕 様 書

九十九里地域水道企業団

1 目的

本業務は、九十九里地域水道企業団東金浄水場内水質試験棟（以下「水質試験棟」という。）で使用しているガスクロマトグラフ一質量分析計（臭気物質測定用）について、常に適正な機能を発揮し正確な測定値を得るために、点検作業を行い精度管理することを目的とする。

2 趣旨

本仕様書は、ガスクロマトグラフ一質量分析計点検業務委託に関し必要な事項を定めるものである。

3 適用範囲

本仕様書は、以下の点検に係る業務に適用する。

- (1) 業務番号 九水企委令7第13号
- (2) 業務名 ガスクロマトグラフ一質量分析計点検業務委託
- (3) 業務場所 水質試験棟 東金市松之郷3761番地1

4 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 対象機器

- (1) ガスクロマトグラフ（アジレント・テクノロジー株式会社製 7890B）
- (2) 質量分析計（日本電子株式会社製 JMS-Q1500GC）
- (3) パージアンドトラップ前処理装置及びオートサンプラー
(Teledyne Tekmar 社製 Atomx XYZ)

6 設置場所

水質試験棟機器分析室3

7 業務内容

(1) 定期点検

- ア 点検は年1回実施することとし、実施日については双方協議のうえ定める。
- イ 点検実施時に交換を要する部品等は、すべて交換すること。
(交換部品については、発注者において調達した部品を使用すること)
- ウ 点検終了時に、以下の条件を確保すること。
ただし、経年劣化等のやむを得ない理由により条件が満たされない場合は、監督職員と協議のうえ行うものとする。

- (ア) 別表に定める各測定項目について、発注者の指定する内部標準物質を使用した相対検量線を作成し、原点通過させずに直線近似を行った際の決定係数(r^2)が0.99以上であること。なお、検量線の濃度点は、発注者が指定したものを使用する。
 - (イ) 別表に記載のある、基準値等の1/10程度の濃度におけるC V値(n=5)が20%以下であること。
- (2) 緊急修理および点検
機器の故障または動作不良等の際は、発注者からの連絡に基づき、受注者は速やかに修理および点検を行うこと。

8 留意事項

- (1) 受注者は業務の従事者を監督し、作業現場内における事故等が起こらないよう十分配慮して業務を遂行すること。
- (2) 水質試験棟に設置してある機器等に損傷を与えないように、十分注意すること。

9 業務時間

原則として平日（月曜日から金曜日）の9時から17時（12時から13時は除く）までとする。

なお、時間延長が見込まれる場合は、監督職員と協議すること。

10 入退場者

受注者は作業当日の人数、作業内容を事前に監督職員に連絡し、作業前日までに入場者名簿を提出すること。

11 提出書類

- (1) 業務主任技術者等選任通知書（現場代理人・業務主任技術者）
- (2) 業務着手届
- (3) 業務工程表（計画・実施）
- (4) 業務完了届
- (5) 完了報告書（※1）
- (6) 作業記録写真（※2）
- (7) その他指示のあったもの。

※1 測定データ等においては、その数値の記載されたチャートのコピーを添付すること。また確認項目等においては、そのチェック項目シートを添付すること。

※2 点検作業の流れに合わせて撮影すること。また交換部品等については、新旧

判別が理解できるよう整理すること。

12 瑕疵

受注者が点検作業中に機器又はその他の設備を損傷した場合には、監督職員にその旨を報告すると共に、その損傷が受注者の過失による場合には、受注者の責任において原状に回復するものとする。

13 その他

- (1) 本仕様書に定めなき事項であっても、業務上必要と認められるものについて
は、監督職員に従わなければならない。
- (2) 本仕様書で明示されていない事項等がある時は、双方協議のうえ定める。
- (3) 本業務で発生する交換部品等の処分については、発注者において行うものと
する。
- (4) 消耗品（発注者が認めたもの）を除き、技術料等は全て本業務委託に含まれ
るものとする。

別表 定期点検作業時確認項目

測定項目	区分	水道法基準値・目標値等
ジェオスミン	基準項目	0.00001 mg/L 以下
2-メチルイソボルネオール	基準項目	0.00001 mg/L 以下